

企業会計基準委員会 御中

上記会計処理案に関して気付いた点を申し上げさせていただきます。ご検討の際のお役に立てば幸いです。

1) 新株予約権が無償で発行された場合、オフバランスになると思われますが、これを注記等によって開示する必要はないでしょうか。

2) 新株予約権の発行対価が払われたがその後に行使されなかった場合(行使期限の経過・また消却された場合)の処理はどのようになるのでしょうか。

新株引受権の場合はこれを戻し入れ処理(特別利益の認識)することと思いますが、新株予約権の払い込み対価は行使時の払込と一体となって新株発行の払込に充てられるものというのが商法の立場と解しておりますので、新株予約権戻入益としてよいのかどうか疑問に残ります。

これは私の知識不足ですが、新株発行の際に申込者から払込があったが払込額が少額であり全額でなかったために当該払込が失効した場合はどうなるのでしょうか。その場合は発行会社は申込者に返還しなければならないのでしょうか。(そんな気がします。)そうすると話が違ってきますが、要するに、新株予約権が失効した後に、新株払込対価額はどうなるのか。これを資本準備金に入れるのが適当と思われるのですが、いかがでしょうか。

3) また、新株予約権が消却され、それに対して対価を支払った場合(商法第280の20第2項第7号)その仕訳はどうなるのでしょうか。

かかる対価は新株予約権消却の対価ということで費用になるのでしょうか。

アンダーソン・毛利法律事務所  
弁護士 中村 慎二